

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年（2026年）3月19日

下関市役所菊川総合支所長 関本 和夫

1 入札に付する業務

- (1) 業務名 菊川総合支所建設農林課公用自動車賃貸借
- (2) 業務内容 別紙1仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和13年（2031年）5月31日まで
- (4) 賃貸借期間 令和8年（2026年）6月1日から令和13年（2031年）5月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

本入札に参加する者は、次の資格及び条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「賃貸借（リース）」小分類「車両」に登録があること。
- (4) 下関市内に本社、支店又は営業所があること。（下関市地元企業優先発注等に係る実施方針における業者の地域区分が「市内」、「準市内1」又は「準市内2」であること。）
- (5) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

3 長期継続契約

本業務は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について

減額又は削除があった場合は、当該契約について変更又は解除する場合がある。

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市役所菊川総合支所建設農林課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

(2) 契約条項を示す期間

公告日 から 令和8年（2026年）3月30日（月）午後5時まで

5 入札参加資格の確認申請

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請方法

入札参加資格確認申請書（様式1）1部を提出

なお、入札保証金の免除を希望する者は、本入札公告第8項各号に掲げる書類を同時に提出すること。

(2) 申請期限

令和8年（2026年）3月30日（月）午後5時

(3) 提出先

下関市役所菊川総合支所建設農林課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便によること）すること。なお、郵送の場合は本項第2号に定める申請期限までの到着を要する。

(5) 確認結果の通知

提出された書類等により審査し、結果を令和8年3月31日（火）までにファクシミリの方法により通知する。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日）までに書面を下関市役所菊川総合支所建設農林課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

6 入札に関わる質問

(1) 仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和8年(2026年)3月25日(水)午後5時(必着)
- イ 提出先 下関市役所菊川総合支所建設農林課(FAX 287-2739)
- ウ 提出方法 質問書(様式2)をファクシミリにて提出すること。

(2) 質問の回答

- ア 回答期限 令和8年(2026年)3月26日(木)正午
- イ 回答方法 質問者にもみファクシミリにて回答する。

7 入札の実施

- (1) 入札場所 菊川総合支所 会議室4
- (2) 入札日時 令和8年(2026年)4月3日(金)午前11時

8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

入札保証金を必要とする場合は、入札金額の100分の5以上の金額を、入札日の入札開始予定時刻までに下関市役所菊川総合支所建設農林課にて納付することとする。(下関市契約規則第5条)

ただし、参加資格者が、次のいずれかに係る書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。(下関市契約規則第6条)

- (1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- (2) 令和5年度以降に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した同種業務の契約書の写し(2件以上。契約日、相手方、同種業務の内容が確認可能な部分のみで可。)

9 入札方法

- (1) 入札においては、入札書(様式3)を使用すること。
- (2) 入札額は、賃貸借期間の全期間(60月)に係る総額とする。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人に入札させるときは、委任状(様式4)を提出すること。

(4) 入札場所への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名とする。

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(2) 開札の結果、落札者となるべきものがないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

(3) 入札回数は、初回を含めて3回までとする。

(4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。また当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

11 入札の無効等

(1) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 関係法令等に違反した入札

ウ 入札保証金の納付がない又は不足する者がする入札

エ 入札書が明瞭でない又は入札価格を判読することができない入札

オ 入札書に記名押印のない又は住所の記載のない入札

カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がした入札

キ 同一人が同一事項に対して2通以上した入札

ク 虚偽の申請を行った者のした入札

ケ 金額を訂正した入札書による入札

コ 開札日までに入札条件を満たさなくなった者がする入札

(2) 入札において、事故や不正な行為があると認めるときは、入札の中止、又は入札を延期する場合がある。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

(1) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、

入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

- (2) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (3) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペン等は使用しないこと。
- (4) 本業務に係る入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。